

ベトナムにおける並行輸入に関する法令上の規定と運用について

ベトナム弁護士 **Tran Nam Long**
 会員 **岡田 貴子** (翻訳者兼補足コメント執筆者)



要約

「並行輸入」はベトナムの知的財産法（以下、「知財法」）において明確かつ直接的に規定されていない概念であるが、一般的には知財法 125 条 2 項 b) が根拠規定として理解されている。当該条文において、外国市場において適法に投入された産業財産権（商標、意匠、特許等）に係る製品の輸入は合法的に認められる旨が規定され、例外として商標所有者又はその使用権者以外の者により外国市場に投入された製品は除外されている。しかし、知財法より下位レベルの法規範文書におかれた詳細規定においては、更に並行輸入として認められる範囲は限定的となっている。ベトナムにおいては下位の法規範文書における規定が、上位の法律の各規定との整合性を欠く場合も多く、並行輸入に関する規定は、そのような例の一つであるといえる。そのような状況で、ケーススタディを通じ、具体的な事案においてどのように制度運用されているのかを分析し、情報提供を意図して本稿は執筆されたものである。

目次

1. はじめに
2. 知財法における並行輸入に関連する法規範文書の規定
3. 法律より下位レベルの法規範文書における並行輸入に関する規定
4. 法律を適用すべきか、下位の法規範文書を適用すべきか
5. 権利者と経済的／法的関係のある者が市場に投入した製品は、合法的な並行輸入として認められるか？
6. 各事例より導きだすことのできる留意点等
7. 日本側翻訳者兼執筆者からの補足コメント

1. はじめに

本稿は、ベトナムにおける並行輸入に関する法令上の規定について解説するとともに、ベトナムの産業財産権の登録官庁である「ベトナム知的財産庁」（日本の特許庁に相当）の上級官庁に該当する「ベトナム科学技術省」や、ホーチミン市税関により示された並行輸入関連の行政措置事案の事例研究により、具体的な事案においてどのように制度運用されているのかを分析し、情報提供することを意図して執筆された^{*}。

2. 知財法における並行輸入に関連する法規範文書⁽¹⁾の規定

「並行輸入」はベトナムの知的財産法（以下、「知財

法」）において明確かつ直接的に規定されていない概念である。産業財産権の分野における紛争解決に際して、並行輸入に関する規定について、恣意的な運用がされてきた面があることは否めない。

本稿においては、ベトナムにおける並行輸入の規定に関する留意点、特徴点、注目すべき点等に関して以下論じていくこととする。

ベトナムの知財法において、「並行輸入」に関する直接的な定義規定はない。しかし、一般的には並行輸入に関しては知財法 125 条 2 項 b) が根拠規定として理解されている。条文を以下に引用する。

産業財産権の所有者（中略）は、第三者に対して以下の行為を禁止する権限を有しない（中略）商標所有者又はその使用権者以外の者により外国市場に投入された製品を除き、外国市場を含む市場に適法に投入された製品を流通させ、輸入し、その製品を使用すること。

上記に述べた条文の規定からは、あたかもベトナムの知財法において、外国市場において適法に投入され

た産業財産権（商標、意匠、特許等）に係る製品の並行輸入は、合法的に認められているような印象を与える。

上記の知財法条文において、商標所有者又はその使用者以外の者により外国市場に投入された製品のみが例外として規定されている。しかし、知財法より下位レベルの法規範文書におかれた詳細規定は、更に並行輸入として認められる範囲を限定している。

3. 法律より下位レベルの法規範文書における並行輸入に関連する規定

まず、ベトナムの法制度の特徴として、法律の各規定は、下位の法規範文書である政府決議、各省庁の通達等に基づくガイドラインや詳細規定に従って解釈・適用されるといえる点が挙げられる。さらに、すべての場合にあってはまるわけではないが、下位の法規範文書である規定が法律の各規定との整合性を欠く場合も多い。並行輸入に関する規定は、そのような例の一つであるといえる。

政府決議 103/2006/NĐ-CP⁽²⁾の 21 条第 2 項においては、知財法 125 条 2 項 b) の条文にある「外国市場を含む市場に適法に投入された製品」という語句の解釈について、より狭く解釈する方向で規定されている。具体的には、「外国市場を含む市場に適法に投入された製品」は、「権利者本人、強制実施権を含む実施（使用）権者、先使用権者により国内又は外国の市場に投入された製品」と理解してより限定的に解釈すべきとされている。

上記の規定に基づくと、合法的な並行輸入として輸入しうる製品は以下の場合に限られる；すなわち、

- (1) ベトナムの権利者本人、
- (2) ベトナム又は外国法制に基づく強制実施権を含む実施（使用）権者、又は
- (3) ベトナム又は外国法制に基づく先使用権者、のいずれかが外国の市場に合法的に投入した製品、ということになる。

上記の理解に基づき、科学技術省は通達 11/2015/TT-BKHHCN の第 18 条において、より詳細に並行輸入について規定している。同通達は、産業財

産権侵害に対する行政罰を定めた政令である 2013 年 8 月 29 日付政府決議 No. 99/2013/NĐ-CP の適用に関するガイドラインを定める通達であり、2011 年 12 月 27 日付通達 No. 37/2011/TT-BKHHCN に代わるものとして、2015 年 8 月 11 日から施行されたものである。具体的な内容は以下の通りである。

「並行輸入（中略）とは、産業財産権者の同意がない場合であっても、権利者本人、強制実施権を含む実施（使用）権者、先使用権者により、国内又は外国の市場に合法的に投入された製品を個人又は組織が輸入することをいう。」

「個人又は組織が行った並行輸入は、産業財産権の侵害行為とはみなさない。」

法律より下位の法規範文書の各規定に従えば、下記のすべての要件を同時に満たす場合に、並行輸入として取り扱われることになる。すなわち；

- (1) 製品がベトナムにおいて保護を受けている産業財産権の保護対象を含んでおり、商標でも意匠でも特許でもかまわない。そして、
- (2) 権利者本人、実施（使用）権者、又は先使用権者のいずれかが合法的に外国市場に投入した製品であること。

著者としては、法律より下位の法規範文書の規定は、並行輸入として認めるべき範囲をより狭く解釈しており、上記の知財法 125 条 2 項 b) の条文の規定に沿っておらず、整合性が取れていないと考えている。以下に、具体的な紛争例を題材としながら、ケーススタディとして検討する。

事例 1

米国企業 P 社及び O 社は、ベトナム特許第 1681 号「化合物キナゾリン、生成方法及び当該化合物を含む薬剤」（特許付与日 2000 年 12 月 20 日）の権利者である。2014 年 1 月、両権利者は第三者 C 社が有効成分「エルロチニブ」150mg を含む薬剤に商標「ERLOBENZ」を附したものを輸入、販売していることを発見したため、特許権者は科学技術省監査部へ行政措置を申し立てた。

ベトナム知的財産権研究所（VIPRI）や知的財産庁（NOIP）は、商品名「ERLOBENZ」の薬剤に含まれる有効成分「エルロチニブ」は、前記の特許の技術的範囲に属すると考えた。

しかし、前記の特許はインドでは保護されておらず、インドにおいて商品名「ERLOBENZ」の薬剤の生産・販売等をベトナムの特許権者たる P 社及び C 社とは関係のないインドの A 社が行うことは合法であることから、商品名「ERLOBENZ」の薬剤は合法的にベトナムへ輸入された商品であるといえる。

そうであるとすれば、有効成分「エルロチニブ」を含有する商品名「ERLOBENZ」の薬剤のインドからベトナムへの輸入行為は、知財法 125 条 2 項 b) の条文の規定に基づき、産業財産権の権利者は、第三者に対して禁止することができないのであろうか？

それとも、法律より下位の法規範文書の規定に基づき、権利者本人、実施（使用）権者、又は先使用権者のいずれかが市場に投入した製品という要件を満たさないことを理由として、並行輸入とは認められないと判断し、権利行使を認めるべきであらうか？

具体的な事例で問題となるのは、ベトナムの行政措置において、当局は法律を文言通りに適用すべきか、それとも下位の法規範文書の規定に沿って運用すべきか、という点である。さらに以下に詳しく検討する。

4. 法律を適用すべきか、下位の法規範文書を適用すべきか

ベトナムの法規範文書の適用の原則として、法律を含むすべての法規範文書について、不一致がある場合には高位の法規範文書が優先して適用されることが定められている。つまり、法律と下位の法規範文書の間に不一致がある場合には、法律が適用されることになる。しかしながら、並行輸入に関する法規範文書の適用においては、法律より下位の法規範文書の規定が優先して適用されているという状況である。

先に紹介した事例 1 の結論としては、科学技術省監査部は 2014 年 3 月 14 日に第 98/Ttra-P3 の決定をだし、以下の通り結論づけた。結論部を以下に引用す

る。

「特許第 1681 号の存続期間において、インドの A 社により生産された有効成分「エルロチニブ」を 150mg 含有する商品名「ERLOBENZ」の薬剤を、ベトナムにおいて C 社がベトナムの特許権者である米国企業 P 社及び O 社からの許諾なく販売することは、知財法 126 条に基づき特許権の侵害行為に該当し、知財法 125 条 2 項又は 134 条の例外にも該当しない。」

上記に述べたように、ベトナムの当局は知財法 125 条 2 項 b) の原則に従うよりは、法律より下位の法規範文書に従って処理する傾向にあるといえる。下位の法規範文書の方が、より詳細かつ明確に規定されているため、適用しやすいためともいえる。この点は、ベトナムにおける並行輸入の問題を取り扱うに際し、留意の必要な点である。

5. 権利者と経済的／法的関係のある者が市場に投入した製品は、合法的な並行輸入として認められるか？

次に、上記の論点について、具体的な事例を元に検討していく。

事例 2

2000 年以降、台湾のキングマックス社が生産するランダムアクセスメモリ（RAM）に商標「KINGMAX」を付した商品を、多くのベトナムの企業が輸入販売を行っていた。

2005 年 10 月 12 日、台湾のキングマックス社のベトナムにおける独占的代理店である Vien Son 社が商標「KINGMAX」を第 9 類に出願し、2006 年 11 月 24 日に商標登録第 77256 号の登録証が発行された。その後直ちに、Vien Son 社はベトナムの税関総局にたいして、商標「KINGMAX」を付したランダムアクセスメモリの輸入差止の申立を行った。

2007 年 4 月、ホーチミン市税関はタンソンニャット国際空港において、Chi Duc 社が台湾から輸入した商標「KINGMAX」を付したランダムアクセスメモリを発見した。税関は通関差止を決定して、商標模倣品の輸入行為として審理を開始した。

輸入者の Chi Duc 社は、Vien Son 社が商標「KINGMAX」を第 9 類に出願するかなり前、すなわち 2000 年以降から、台湾のキングマックス社が販売する商標「KINGMAX」を付したランダムアクセスメモリを合法的かつ継続的な輸入を行っている旨を意見陳述している。商標「KINGMAX」を付したランダムアクセスメモリを独占的に取り扱う代理店である Vien Son 社の出願は、第三者の合法的な営業権を制限し、利益を得るための不正の目的に基づく出願である、と主張した。

政府決議 103/2006/NĐ-CP の第 21 条 2 項にもとづけば、合法的な並行輸入となるのは、権利者本人、実施（使用）権者、又は先使用权者のいずれかが市場に投入した製品であることを要件としている。

事例 2 の場合に当てはめると、商標「KINGMAX」を付したランダムアクセスメモリは台湾のキングマックス社が販売する商品であり、商標権者 Vien son 社はキングマックス社と経済的/法的に緊密な関係にあることは確かである。しかし、キングマックス社は権利者本人、実施（使用）権者、又は先使用权者のいずれにも該当しない。

ベトナムの権利者と何ら関係のない法人が、登録商標に係る商品を輸入及び販売することについて、事例 2 の場合において合法的な並行輸入として認められるべきか、又は商標権侵害行為とみるべきか、いずれであろうか？

ホーチミン市税関は、事例 2 の検討に際し、ホーチミン市科学技術局に見解を求めた。ホーチミン市科学技術局の見解は、知財法 125 条 2 項 b) の条文に基づき、輸入者の Chi Duc 社が輸入した製品は、商標所有者（Vien Son 社）又は商標所有者が許可した者以外が外国市場において投入した製品であり、商標の模倣品の輸入行為に該当するとみなされる、と判断した。

上記の判断に基づき、ホーチミン市税関は事例 2 を以下の通り処分した。

- 1) 並行輸入の規定を適用せず、
- 2) Chi Duc 社による商標「KINGMAX」を付したランダムアクセスメモリの台湾からの輸入及び販売

は、Vien Son 社の登録商標第 77256 号に係る商標の模倣品の輸入行為に該当する。

上記に述べた事例 2 については、類似の案件に対するベトナム各当局の処分状況を勘案すると、必ずしもホーチミン市税関、ホーチミン市科学技術局の判断は同種事例の典型的な例とはいえないことを、著者は申し添える。

事例 3

2010 年、ベトナム船舶工業会所属の企業 L は、中国産のオートバイに商標「Diamond Blue」を付したものを輸入・販売していた。

企業 L の主張によれば、上記「Diamond Blue」オートバイに搭載されたエンジンは、日本のバイクメーカーの商標 H が付されており、中国深セン市の企業 A より、2010 年 6 月 24 日付の 2 通の契約書に基づき、供給されたエンジンである。

中国深セン市の企業 A は、商標 H の商標権者より委任されて中国でエンジンを生産している企業 B より購入したと主張している。

日本の商標権者の要求に基づき、科学技術省監査部、ハノイ市市場管理局、ホーチミン市を含むベトナムの各当局は、合同捜査を行い、企業 L の Diamond Blue の商標を付したオートバイの生産拠点及びその販売拠点につき、商標権を侵害する標章の使用行為により処分を行った。

企業 L は処分に際し、並行輸入の規定によれば、自己の Diamond Blue の商標を付したオートバイの生産及び販売は、例え商標権者の同意を得ていないとしても、合法であるはずであるという主張を行った。

上記の事例 3 については、「権利者本人、強制実施権を含む実施（使用）権者、先使用权者」により市場に投入されたとは言えない点において、事例 2 と共通する点を有する。しかしながら、法律的もしくは経済的に緊密な関係にあるといえる場合がないか、検討を要する。

科学技術省監査局やベトナム知的産業研究所の専門家の見解によれば、「権利者本人」により、という要件については、より広く解釈すべきであると理解されている。つまり、権利者本人と法律的又は経済的に緊密な関係にあるものが市場に投入した商品は、権利者本人が市場に投入したものと同視すべきであるとの見解がある。

事例3においては、企業LのDiamond Blueの商標を附したオートバイに搭載されたエンジンは、商標Hの商標権者の許諾に基づき企業Bが中国において合法的に商標Hを附し、販売した商品であるという事実を証明できれば、合法的な並行輸入として認められるべきであるというのが、科学技術省監査局の考え方である。もちろん、商標権者から許諾された使用行為が、例えば「中国国内での製造」や「特定の取引先への中国国内での販売」のみであった場合には、企業Bから企業Aへの転売は許諾範囲外の行為となり、そもそも「外国市場に合法的に投入した製品」とはいえないことになり、企業Aから再転売を受けた企業Lがベトナムへ輸入する行為についても、合法的な並行輸入とは認められないことに注意が必要である。なお、事例3の結論としては、企業Lの提出した並行輸入を裏付けるべき証拠書類に偽造があることが判明したため、そのこともあり企業Lの並行輸入の主張は認められなかったという経緯があることを申し添える。

事例2及び3については、日本の商標権に係る真正商品の並行輸入の要件の一つ「輸入元の外国における商標権者と日本の商標権者とが同一人であるか、法律のもしくは経済的に同一人と同視し得るような関係にあるか」という観点からの規定は、ベトナムの法規範文書においては注意が必要である。ベトナム当局の並行輸入に関する認識や規定の適用は統一されておらず、時に機械的、形式的な適用が行われる場合があることに注意が必要である。

6. 各事例より導きだすことのできる留意点等

各事例より、筆者はベトナムにおける並行輸入に関する問題について、以下の点に特に留意すべきであるという結論を得ている。

1) ベトナムでは、並行輸入として認められる範囲は

広く、各種の産業財産権、すなわち特許、意匠、商標等が含まれることに留意が必要である。

2) 法律の規定と下位の法規範文書における規定との整合性が取れていない部分は残るものの、政府決議103/2006/ND-CPの第21条2項を基本的な考え方として、運用されているのが現状である。

3) 権利者と経済的／法的関係のある者が市場に投入した製品か否かの判断基準については、ベトナムの当局において見解が統一されていないのが現状である。著者としては、権利者と経済的／法的関係のある者が市場に投入した製品については、権利者自身が市場に投入した製品と同視しうる場合があると考えている。

7. 日本側翻訳者兼執筆者からの補足コメント

ベトナム側執筆者とは、各事例について日本の並行輸入に関する判例等を参照しつつ、以下のような議論を行った。ベトナムならではの事情が垣間見え、本稿の理解の助けとなるのではないかと考え、以下の通り補足コメントとして紹介する。

1) 事例1について（医薬品の並行輸入）

日本側執筆者としては、そもそも事例1のようなケース、すなわちベトナムの特許権者以外の第三者が海外において製造・販売した当該特許発明に係る製品をベトナムに輸入する行為が「並行輸入」として扱われてしまうのであれば、ベトナムで医薬品について特許を取得する意義はなくなる。そういった意味で、権利者とは全く関係のない第三者がインドで製造・販売した特許発明に係る製品である医薬品をベトナムに輸入する行為について、科学技術省監査部が特許権侵害と判断したのは、いわば当然ではないかというのが、日本側の疑問点であった。

ベトナム側の解説によれば、ベトナムは知財法が国会審議を通過した2005年ぐらまでは、安価なジェネリック医薬品を海外から輸入して使用していた状況があり、そのため知財法125条2項b)のような並行輸入を広く容認する規定が設けられた。ただし、その後、知財の適切な保護が意識されるにつれ、法律より下位の法規範文書において詳細な規定整備が図られ、結果としてやや法律と下位の法規範文書が矛盾するという状況が生じた、という事情があるという説明で

あった。

2) 事例2について (KINGMAX 商標に係る商品の並行輸入)

台湾企業が製造元の KINGMAX 商標を付したランダムアクセスメモリの輸入に関し、輸入者の Chi Duc 社が輸入した製品は、ベトナムの商標権者 (Vien Son 社) 又は商標権者が許諾を与えた者以外が外国市場において投入した製品であり、商標の模倣品の輸入行為に該当する、と判断した上記の事例は、必ずしも同種事例の典型的な例とはいえないとベトナム側執筆者はコメントしているが、そのように解釈されている理由について確認をした。

ベトナム側執筆者のコメントによれば、事例2が問題になったのは2000年代前半で、当時と現在が異なる点の1つとして、ベトナム知的財産研究所が知的財産に関する紛争について、専門の見解書を発行し、その見解書は権利行使において参照され、影響を与えている実態がある。ベトナム知的財産研究所としては、権利者と経済的／法的関係のある者が市場に投入した製品についてはある程度並行輸入として認めるべきと考えており、法規範文書の規定の機械的な適用については否定的であるためである。

3) 商標の品質保証機能について

日本の商標権に係る並行輸入の判例 (フレッドペリー事件) は、商標の品質保証機能が害されていないことも並行輸入の認められる要件の1つに挙げられているが、ベトナムではその観点からの規定は見受けられないが、それはなぜかというのが日本側の質問であった。

ベトナム側の解説によれば、少なくとも、ベトナムでは並行輸入の認められる要件として、品質保証の観点からの規定はなく、その点において日本とは異なる、というコメントがあった。ベトナム市場向けの商品の品質が、現実的に言って他の国で流通する商品の品質より低いことはあっても高いことはないので、品質保証機能は現状では問題とは認識されていないとのことであった。

4) 並行輸入をベトナムにおいてできるだけ防止する方法は?

日本の企業等は、並行輸入をできるだけ防止したいと考える場面も多いが、そのような手段はあるのかを日本側からベトナム側へ質問した。

ベトナムの回答としては、商標権の観点からは、日本における商標権者が企業Aとすれば、ベトナムにおける商標権者を独立した企業B (企業Aとは資本関係等がない) とすることが考えられる、とのことであった。そうすることにより、例えば企業Aの製品を日本で購入して、第三者がベトナムへ輸入する行為は、企業Bの商標の模倣品の輸入行為となり、企業Bが行政措置等の対策を取ることが可能になる、とのことであった。

5) 日本側執筆者のまとめ

ベトナムでは、並行輸入は少しでも品質のよい外国商品を、安価に手に入れる手段であったという過去の経緯があり、そのため知財法においては並行輸入を広く認める規定がおかれている。

ただし、そのような伝統的な考え方は、知的財産権の保護に重きをおく時代の変化のなかで多少変化してきており、法律より下位の政府決議、通達等の法規範文書の各規定と伝統的な知財法の規定とが矛盾してきている、という現状がある。

また、日本では特許権に係る並行輸入と、商標権に係る並行輸入については、根拠となる判例が異なり、認められる要件が異なっているといえるが、ベトナムにおいては法律より下位の政府決議、通達等の法規範文書の各規定まで考慮すれば、特段の区別はされていないことに留意する必要がある。

本稿はケーススタディに基づく一般的な情報の提供のために作成されたものであり、個別の事案についてベトナムへの並行輸入が認められるか否かといった点については、専門家との相談をお勧めする。

※ ベトナム側執筆者 (Elite Law Firm, Mr. Tran Nam Long) と、日本側執筆者兼ベトナム語翻訳者 (特許業務法人ナガトアンドパートナーズ、弁理士 岡田貴子) とで分担し

て著作し、中心となる「2. 知財法における並行輸入に関連する規定について」から「6. 各事例より導きだすことのできる留意点等」については、ベトナム側執筆者の著作であり、その他の部分は日本側執筆者の著作となる。

ベトナム側執筆者の Long 氏は、Vietnam Intellectual Property Research Institute (ベトナム知的財産研究所, VIPRI)での長年の勤務経験を有する弁護士である。ベトナム知的財産研究所は、ベトナムにおける知的財産権の権利行使の際に、侵害の成否等の判断において重要な役割を果たす「専門家の鑑定書」(知的財産法 201 条に規定)を発行する権限を有する機関である。

(注)

(1)「法規範文書」とは、ベトナム「法規範文書発行情」第2条「法規範文書」において規定される、法規範を含む文書一般をいう。同法第4条に、法律、政府決議、各省庁の通達等が含まれる旨が規定されている。

(2)2006年9月22日付政府決議 103/2006/NĐ-CPにより、工業所有権に関する細則を定めるとともに、知的財産法の一部条項の施行細則を提供した。その後政府決議 103の修正版となる2010年12月31日付政府決議 122/2010/NĐ-CPがでているが、並行輸入に関わる箇所の修正は特にないため、現在でも政府決議 103/2006/NĐ-CPが有効となる。

(原稿受領 2016. 6. 20)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。

一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。

(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

第3事業部 広報・支援室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

